

# 厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行規則の廃止の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

厚木市情報プラザを廃止するに当たり、厚木市立情報プラザ条例等を廃止するものです。

つきましては、厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行規則の廃止の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行規則の廃止の骨子

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（1月15日から）

## 4 骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で1月16日から2月15日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎4階情報政策課
- (2) 厚木市情報プラザ（厚木アクストメインタワー2階）
- (3) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (4) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (9) 市ホームページ

## 5 意見等提出期間

令和5年1月16日（月）から2月15日（水）まで

※ 郵送の場合は、2月15日の消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

### (1) 持参する場合

- ア 市役所本庁舎4階情報政策課の窓口へ直接提出
- イ 厚木市情報プラザ（厚木アクストメインタワー2階）の窓口へ直接提出
- ウ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- エ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
  - (ア) 市役所本庁舎1階
  - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
  - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
  - (エ) 保健福祉センター
  - (オ) 中央図書館
  - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

### (2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市政策部情報政策課地域情報推進係宛て

### (3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-225-3732

### (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1300@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市立情報プラザ条例等の廃止の骨子に対するパブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行規則の廃止に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 骨子の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。